特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

」 						
1.特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務					
事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望するもの(以下、「申請者」という。)が提出する申告特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長へ申告特例申請情報を通知する。 【具体的な事務内容】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管・申告特例を求めた者の住所地の市町村に対する申告特例通知書の作成、送付					
システムの名称	表計算ソフト、eLTAXシステム、ふるさと納税管理システム、オンライン申請アプリ					
2.特定個人情報ファイル	名					
ふるさと納税ワンストップ特例	申請者一覧					
3.個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第4項 ・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) ・地方税法附則第7条第5項、第12項					
4.情報提供ネットワーク						
実施の有無	<選択肢> 実施しない					
法令上の根拠	9,1112					
5.評価実施機関における	5担当部署					
部署	地域力支援部文化芸術振興課					
所属長の役職名	文化芸術振興課長					
6.他の評価実施機関						
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	墨田区地域力支援部文化芸術振興課文化芸術担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 ∶03-5608-6115					
8.特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	墨田区地域力支援部文化芸術振興課文化芸術担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 :03-5608-6115					

しきい値判断項目

1.対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年5月25日 時点					
2.取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		5年5月25日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

しきい値判断結果

しという時間に	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1 . 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎	項目評価書	1		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関についっ	ては、それぞれ重ん	点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
2.特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	ムを通じた入手を除	<.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	一分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3.特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	一分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	−分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	一分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5.特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	システムを通じた提供	ŧを除<。) []提供・移転しない			
不正な提供·移転が行われるリスクへの対策は十分か	[-	一分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの指	接続	[]接網	売しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7.特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[-	一分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
查 2.8							
実施の有無	[] 自己	.点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9.従業者に対する教育・日	李 発						
従業者に対する教育・啓発	[十分	に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

~~=	~~=""							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和4年6月16日	- 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第3項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第3項	事後				
	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月25日時点	令和4年5月19日時点	事後				
	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月25日時点	令和4年5月19日時点	事後				
令和4年11月15日		表計算ソフト、eLTAXシステム、ふるさと納税管理システム	表計算ソフト、eLTAXシステム、ふるさと納税管理システム、オンライン申請アプリ	事後				
令和5年6月26日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日時点	令和5年5月25日時点	事後				
	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月19日時点	令和5年5月25日時点	事後				